

学校感染症による出席停止について

集団生活を行う学校では、学校で予防すべき伝染病が学校保健安全法により定められています。これらの伝染病に感染した場合は「出席停止」の扱いとなり、欠席にはなりません。

- 1) 必ず医師の診断を受けてください。診断されましたら、学校へご連絡ください。
- 2) 登校には医師の許可が必要です。登校の際には「**登校許可書（治癒証明書）**」を持参し、登校してください。

【 第1種 ：原則として医療機関に入院して治療するもの。】

* 出席停止期間は「治癒するまで」

エボラ出血熱 急性灰白髄炎	クリミア ジフテリア	コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（SARS）	ペスト 鳥インフルエンザ（H5N1）	マールブルグ病 ラッサ熱	痘そう	南米出血熱
------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	-----------------	-----	-------

【 第2種 ：学校で予防すべき伝染病 】

病 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふく）	耳下腺炎、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現し5日経過かつ、全身状態が良好になるまで
風 疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
水 痘（水ぼうそう）	発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主な症状がなくなり2日を経過するまで
結 核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

【 第3種 ：経口感染症と目の伝染病 】

* 出席停止期間は「病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで 」

腸管出血性大腸菌感染症 O-157 腸チフス パラチフス	流行性角結膜炎 コレラ 急性出血性結膜炎 細菌性赤痢
---------------------------------	-------------------------------------

その他の伝染病（場合により学校医により、学校伝染病として扱いとすることがあり得る病気）

溶連菌感染症 ウィルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 マイコプラズマ感染症
ヘルパンギーナ しらみ 伝染性膿痂疹（とびひ）など